

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年6月16日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第4号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第47条中「令和元年度から令和3年度まで」を「令和3年度分及び令和4年度分」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第25号）附則第47条の規定は、令和4年4月1日以後に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が到来する保険料について適用する。